

観光税の整理②

検討すべき論点の整理

1

（宿泊税の独自課税をする場合）

- 宿泊税の独自課税における税率等をどのように設定するか
- 他の法定外税を導入するか

2

（宿泊税の独自課税を導入しない場合）

- 他の法定外税を導入するか

宿泊税の独自課税の設計等

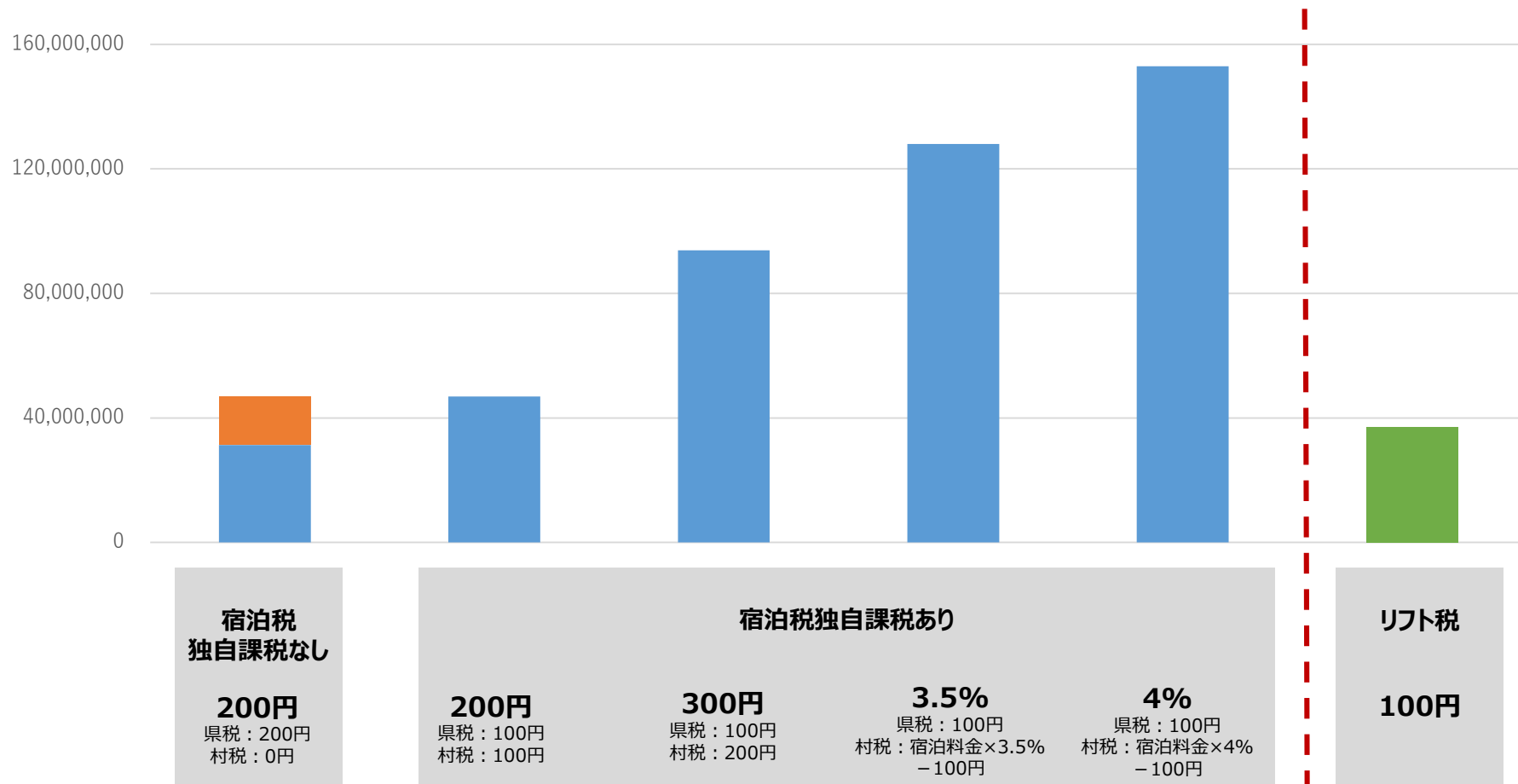
設計①：定額型又は定率型

- 定額型と定率型の宿泊税にはそれぞれ特徴があるところ、地域の特性に応じて選択することが重要となる。
- 以下の野沢温泉村の特性および宿泊者の視点を踏まえると、県税内包型が望ましい。
 - 宿泊施設の多様性：民宿・旅館・コンドミニアムロッジ等の多様な種類、幅広い価格帯
 - 冬季繁忙／夏季閑散の季節変動が大きい
 - 外国人観光客の来訪が増え、高単価層の伸長もみられる

設計パターン		メリット・デメリット	
		メリット	デメリット
定率	定額 (一律・段階)	県税との調整が簡易、 総務大臣の同意が短期（2～3ヶ月）	宿泊人数と比例してあがる定額は、「量から質へ」という野沢温泉の目指すべき方向性と整合しない。
	県税上乘せ型 村税：○% →合計○%+100円	村税の規定の仕方が簡易となる。	宿泊客からみて、定額と定率が混じるため分かりにくい。
	県税内包型 村税：○%-100円 →合計○%	宿泊費に比例して上がる定率は、「量から質へ」という野沢温泉の目指すべき方向性と親和性が高い。 宿泊客からみて、一定税率となるため分かり易い。	県税との調整がやや難しい、総務大臣の同意が長期にかかる恐れ（4ヶ月以上が想定） 村税の規定の仕方が複雑となる。 （ただし、北海道・倶知安町で前例あり）

設計②：税率

- 想定される税収と、「納税者の負担が著しく過重とならないか」という2つの視点で検討することが重要となる。



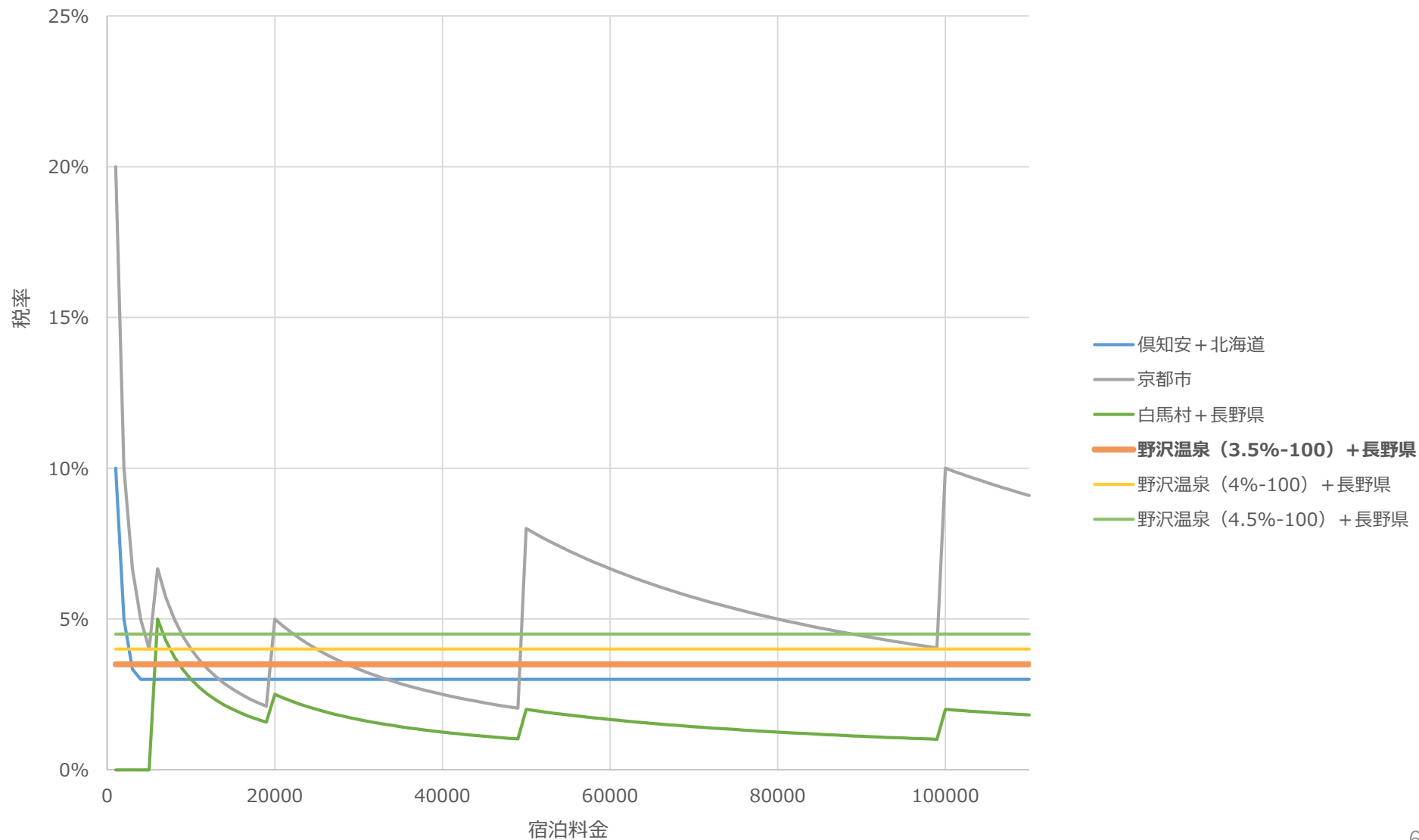
前提となる数値

- ・ 宿泊客延べ数（2023）：545,700（野沢温泉観光地利用者数調査表）
- ・ スキー場入込客（2024）：405,372（野沢温泉スキー場）
- ・ 平均素泊まり価格：10,653（森委員提供資料、国内OTAデータ利用）
- ・ 素泊まり価格6000円未満の割合：5.5%（森委員提供資料、国内OTAデータ利用）
- ・ 学習旅行割合：4.0%（森委員提供資料、国内OTAデータ利用）
- ・ 徴収手数料：5%

税率が3.33%以下の場合、長野県の宿泊税条例における租税調整の仕組みの関係上、宿泊事業者の手間が甚大になるため、定率の場合の税率は3.5%以上で検討

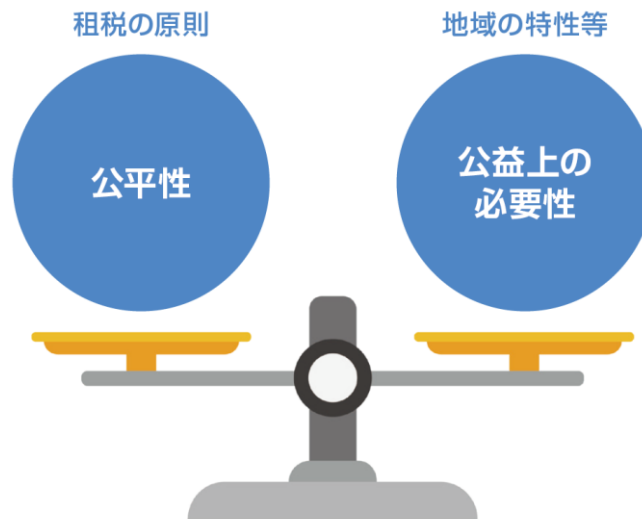
(参考) 他地域での税率との比較

- 他地域で今後導入される宿泊税と、野沢温泉において考えられる負担額と比較した。



設計③：課税免除・免税点

- 一定の条件なら課税しないのが「課税免除」、一定金額に満たなければ課税しないのが「免税点」となる。
- 地方自治体にはある程度の裁量があるが、どちらも租税の原則の1つである「公平性」と対立するため、一定の理論武装が必要となる。



長野県における設計

納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・ 旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
課税客体	宿泊行為
税率・税額	定額300円（制度開始3年間は200円）
免税点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）は非課税
課税免除	・ 幼稚園～大学の教育・研究活動として宿泊する場合 ・ 保育所等の行事として宿泊する場合 （※学校・施設長の証明が必要）
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を交付金として交付

他の法定外税を導入するか

(再掲) 観光税の種類：入域税と宿泊税

入域税等

- ・ 特定地域への入域行為や特定施設の利用行為等に対して課税する法定外税。
- ・ 離島などではフェリー乗船時に島に入る人に対して課税する例があるほか、駐車場等の利用に着目して課税する場合もある。

宿泊税

- ・ ホテル・旅館・民泊等の宿泊行為に対して課税する法定外税。
- ・ 宿泊者が1泊ごとに定額または宿泊料金に応じた額を負担する。



入域税の考え方

- 入域税には大きく2通りのアプローチ（①「入域そのもの」への課税、②「特定施設利用」を介した課税）が考えられる。
 - ① 「入域そのもの」への課税
 - ✓ 村境界やゲートで物理的に入域行為に課税する方式
 - ✓ 例えば島嶼部では港や空港で入島客から徴収
 - ② 「特定施設利用」を介した課税
 - ✓ 特定の施設の利用が入域者の大半と重なる場合、特定の施設の利用を入域行為の代替とみなして課税する方式
 - ✓ 例えば入域する旅行者が多く利用する施設（駐車場、観光施設、リフト券等）の利用者から徴収
- 野沢温泉村において①「入域そのもの」への課税は、村への出入口が多数あり物理的に管理できないため現実的ではない。
- ②「特定施設利用」を介した課税については、スキー場のリフト利用に対する課税が候補として考えられる（村内駐車場への課税も検討され得るが、無料開放の駐車場も多く公平な徴収が困難）。

1

「入域そのもの」への課税

村への出入口を物理的に管理できないため非現実的

2

「特定施設利用」を介した課税

リフト

候補となりうる（次スライド以降参照）

駐車場

無料開放の駐車場も多く、公平な徴収が困難

リフト税を検討する上でのポイント

● 村民への課税問題

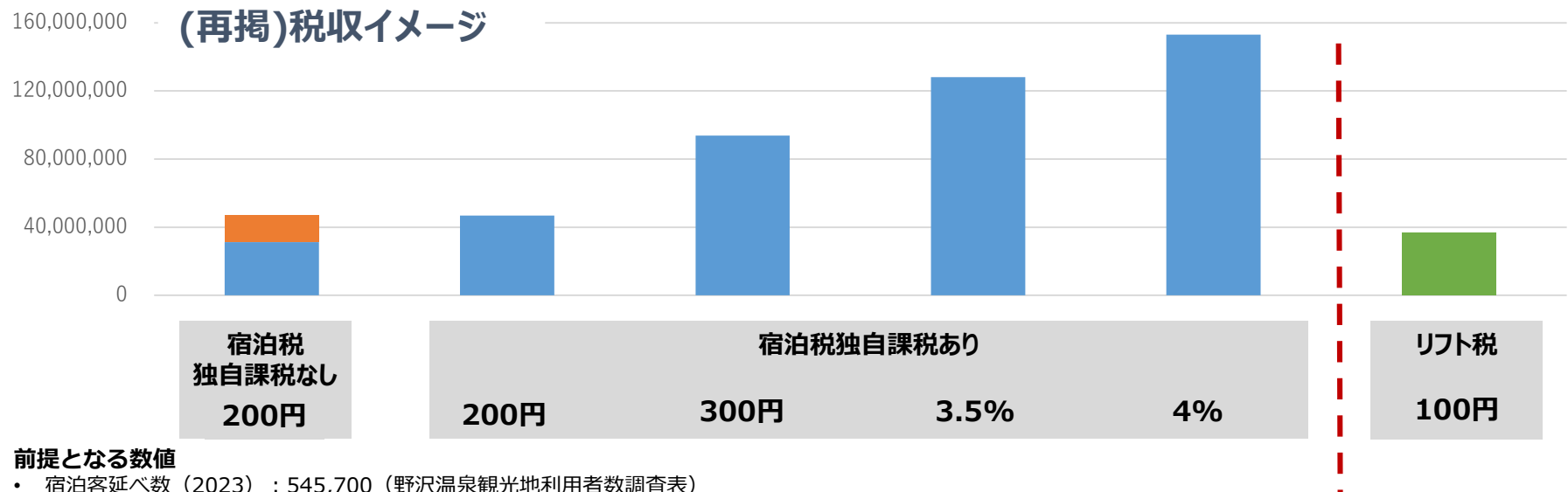
- スキー場リフト利用を課税対象とする場合、村民であっても利用者である限り課税対象となる。
(地方税の公平性の原則上、居住者のみを免税扱いとすることは基本的に認められない)
- そのため、リフト税を導入すれば、村民がスキー場を利用する際も税負担が発生する。

● 協力金方式という選択肢

- 仮にスキー場からの収入を観光財源とするなら、例えばリフト券購入時に任意の観光協力金を上乗せするような仕組みとして、行政が課税せずに任意の協力金を募る方式も考えられる。
- この場合、税ではないため住民を対象外とするといった柔軟な運用も可能となる。

● 検討時間の確保

- 国内事例はなく、その設計や技術的な実現方法等の検討に時間を要するため、中長期的な検討が求められる。



前提となる数値

- ・ 宿泊客延べ数 (2023) : 545,700 (野沢温泉観光地利用者数調査表)
- ・ スキー場入込客 (2024) : 405,372 (野沢温泉スキー場)
- ・ 平均素泊まり価格 : 10,653 (森委員提供資料、国内OTAデータ利用)
- ・ 素泊まり価格6000円未満の割合 : 5.5% (森委員提供資料、国内OTAデータ利用)
- ・ 学習旅行割合 : 4.0% (森委員提供資料、国内OTAデータ利用)
- ・ 徴収手数料 : 5%

本資料を踏まえて、ご議論していただきたいポイント

（宿泊税の独自課税をする場合）

1

- 宿泊税の独自課税における税率等をどのように設定するか
- 他の法定外税を導入するか

（宿泊税の独自課税を導入しない場合）

2

- 他の法定外税を導入するか